

令和5年度第5回坂東市地域公共交通会議 議事録

1 日時

令和5年3月25日（月） 午前10時00分～午前11時20分

2 場所

坂東市役所3階大会議室

3 会議内容

(1) 開会

(2) 会長挨拶

(3) 協議事項

議案第1号 コミュニティバスの再編案について

議案第2号 デマンドタクシー市外便の実証運行における評価指標について

(4) その他

(5) 閉会

4 出席者

委員出席者：16名（うち代理出席2名） 欠席者：8名 ※別紙名簿のとおり

委員随行者：1名（茨城県政策企画部交通政策課）

事務局：5名（坂東市企画部企画課）

傍聴者：0名

5 議事要旨

(1) 議案第1号 コミュニティバスの再編案について

- ・コミュニティバスの再編案について説明した。
- ・コミュニティバスの再編案について承認された。

(2) 議案第2号 デマンドタクシー市外便の実証運行における評価指標について

- ・デマンドタクシー市外便の実証運行における評価指標について説明した。
- ・デマンドタクシー市外便の実証運行における評価指標について承認された。

(3) その他

- ・次回の会議は令和6年6月頃の開催を予定している。

6 議事発言内容

(1) 議案第1号 コミュニティバスの再編案について

- 事務局 (資料1により内容を説明)
- 会長
- ・内容について意見や質問等があればお願いしたい。
- 委員
- ・あまり間口を広げて色々なものに対応しようとするとう無理が来ると思う。公共交通会議は、交通弱者の移動手段をどう確保するかということがメインだったのではないかと思う。交通弱者の方が安心して暮らせるかどうかという視点は、念頭に置いておくべきである。
 - ・人手不足に関しては、運転手だけではなく各業界で苦勞しているが、金銭的に解決する問題ではない。そのような状況のなか、さらに運行車両台数を増やすということは不可能だと思う。限られた資源のなかで、いかに効率良く運行するかということを考えていただきたい。
- 委員
- ・市内在住の交通弱者の方の利便性確保が一番だと思うので、ぜひ強化いただきたい。再編案については、水海道の病院へ運行するルートも新設するという事なので非常に良いと思う。
 - ・先日、東京都内から坂東市に来る方にアクセス方法を聞かれ、説明に苦慮した。今回の観光周遊ルートの新設や水海道駅への延伸についても非常に良いと思う。市外から市内に来る方のことも念頭に置いていただければ思う。
- 事務局
- ・今回、様々な需要があるなかで、新たなルートの運行も計画しているが、交通弱者ははじめ市民の移動手段を疎かにしてはいけないという認識はある。水海道ルートにおいては、通院や通学等、市民の移動需要にもできるだけ広く対応できるようにしている。守谷駅と工業団地を結ぶルートについては、現在、関東鉄道守谷営業所から回送で運行している部分を実走に変えて運行することにより、他のルートへの影響を最小限に抑えている。
 - ・再編により運行便数が減便になるルートもあるが、そういったところはデマンドタクシーで対応していく。市では、交通弱者の方を対象に一般タクシーや路線バス（コミュニティバス、巡回バス）、デマンドタクシーに使える公共交通利用券も交付している。
 - ・コミュニティバスについては、今後も、適宜見直していくことになると思うので、いただいたご意見も参考に引き続き検討していく。
- 委員
- ・運転手不足は全国的な問題であり、昨年12月には大阪の金剛バスが廃業した。その際、自治体がコミュニティバスを運行して代替したが、委託先の輸送資源で賄えない部分は自家用有償旅客運送（道路運送法の78条）を使ってハイブリットで住民の足を確保しているケースもある。運行本数の確保等にこういった手法の活用を検討してみることも考えられる。
- 委員
- ・運転手不足の問題があるなか、常総市や境町では自動運転バスの運行に取り組んでいる。いきなりは難しいと思うが、坂東市もぜひそういうものも視野に入れて検討していただければと思う。

- 事務局
- ・輸送資源の確保については、自家用有償旅客運送等の自家用車を活用した対応も可能性の一つとして検討していければと考えている。県でも当該事業等の活用を検討するワーキングチームが設置され、当市も参加している。ただし、既存の交通事業者への影響が懸念されるので、検討にあたっては慎重に進めていく必要がある。
 - ・自動運転バスについては、県内でもいくつかの自治体に取り組んでおり、事務局としてもそういった動向は把握するようにしている。現時点では、導入に向けて具体的な検討を行っている状況には無いが、例えば、まずは市街地内を循環するようなルートに自動運転を活用することも考えられる。引き続き、動向を注視し検討していく。
- 会長
- ・議案第1号については、当会議として、案のとおり承認するという事によるしいか。
(「意義なし」の声)
- 会長
- ・承認とする。

(2) 議案第2号 デマンドタクシー市外便の実証運行における評価指標について

- 事務局
- (資料2により内容を説明)
- 会長
- ・内容について意見や質問等があればお願いしたい。
- 委員
- ・デマンドタクシーについては、予約できるのが前日のみのため、急に用事が出来た場合等は利用できない。利用者からそのような話を聞いている。当日に予約を受付けることはできないのか。
- 事務局
- ・当日予約については、過去に実施したアンケート結果でも多くの要望があり、対応について検討した経緯はある。しかしながら、当日予約を可能にしまうと、民間のタクシー事業者への影響が懸念されるため、前日のみの予約としているのが現状である。急な用事ができた場合は一般タクシー等をご利用いただくことにより棲み分けをしている。他の自治体では、スマートフォンのアプリを活用する等して、当日予約に対応しているところもあるので、今後、民間のタクシー事業者とも意見交換しながら、可能性を検討していきたい。
- 委員
- ・民間のタクシー事業者も営業しているなかで、両立させるのは難しいかもしれない。しかしながら、タクシーを頼んでも運転手がいなくて利用できず、誰も送迎してくれる人がいなくて困っている方も実際にいる。市内のタクシー事業者は運行台数が少なくなっている状況にあるが、うまく話し合いをしていただいで、交通弱者の方がその日に利用できるような体制をとっていただければと思う。
- 事務局
- ・市内のタクシー事業者については、以前より運行台数が減ってしまって厳しい状況にあるという話しは伺っている。そういった状況への対応として、先ほどの自家用有償旅客運送等を活用していくことも考えられる。タクシ

一事業者にも協力いただきながら、お互いにとってメリットがある仕組みで輸送資源を確保できると良い。タクシー事業者とも意見交換する等して、より良い方法を検討していきたい。

会長
委員

- ・タクシー事業者の話が出たが、何か意見はあるか。
- ・タクシー事業者の状況については、今、話があったとおり運行台数が非常に少なくなっている。一番の大きな問題は、ドライバーの不足である。要因は、それに見合った給料を払えないところにあると思っている。デマンドタクシーの運行を受託している立場として言いにくいですが、デマンドタクシーを運行することにより、一般タクシーの利用者が減ってしまい、給料の面にも大きく影響している。
- ・当日の予約については、利用者からすれば当然対応してもらいたいだろうが、我々タクシー事業者からすると、一般タクシーへの影響がある。前日のみの予約でも利用者が減ってしまっているのに、それ以上に減ってしまう可能性がある。デマンドタクシーの運行にあたっては、一般タクシーとの共存共栄を図ることになっていたはずである。そのようなことから当日予約の対応は難しい旨、市とも話し合いをしている。
- ・タクシー会社は市内に5社あるので、そのうちどこかはお利用いただけるかと思う。

委員

- ・市から交通弱者の方に交付している公共交通利用券の利用状況を確認したところ、使用期限までに使い切らずに、余ってしまっている方がいる。タクシーに来てもらえないこともあるので利用できていないようである。そういった方に、もっとタクシーを利用いただければ、利用率も上がると思う。ただし、今のお話を聞くと難しい面もあると感じた。

委員

- ・他のタクシー事業者にも今のようなお話があったことを伝え、できるだけお客様のご要望に沿えるように頑張りたいと思う。

事務局

- ・タクシー事業者においても、バス事業者同様に、運転手の成り手不足で厳しい状況かと思う。今後、行政としても運転手確保について何かできないか検討していきたい。

委員

- ・運転手不足の問題に関しては、以前から外国人の雇用について国土交通省に要望していたが、このたび、ようやくそれが可能になる法律ができる見込みである。話が大きくなるかもしれないが、日本の経済を支えていくには、日本人だけではどうにもならないと思う。運転手はじめ色々な現場で働く人は絶対になくなる。行政が金銭的な援助をしても、おそらく一時的なもので、根本的な解決にはならないだろう。サービスを享受できなくなることを我慢するか、外国人を雇うか。タクシーやデマンドタクシーだけではなく、色々な業界に対して、目先のことばかりではなく、この先数十年を見据えて検討いただけるとありがたい。

委員

- ・海外では、Uber Taxi（ウーバータクシー）が台頭してきており、既存のタクシーは殆んど利用されていない状況もある。日本でもライドシェアが話

- 題になってきているので、これに対して今後どうしていくかを全員で考えていかなければならない。行政でデマンドタクシーを運行したり、タクシー事業者を維持するための支援をしたりしても、そういうものが出てきてしまったら、大変なことになってくると思う。
- 事務局
- ・新たな制度の活用等、今後の方向性を検討していくにあたっては、既存の交通事業者の影響について十分留意していきたい。
- 委員
- ・交通弱者の中には、幼い子供、お年寄りが含まれると思うが、もっと考えなくてはならないのは、障がいのある方である。また、市内には、小学生だけではなく農業大学の学生もいる。交通弱者については、もっと幅広く考える必要があると思う。
 - ・定時運行するコミュニティバスと、予約に応じて運行するデマンドタクシー、この両方を兼ね合わせた考え方はないのかなと思う。例えば、学校と連携して校外学習での移動にコミュニティバスを利用してもらおう等。そういったことで利用者は増えると思う。
 - ・デマンドタクシー市外便の指標については、この会議だけではなくて、もっと若い人たちの意見も広く聞くことが大事だと思う。
- 事務局
- ・障がいのある方についても交通弱者であることから、市から公共交通利用券を交付している（等級の条件あり）。また、市内を運行している路線バスについては、ノンステップタイプの車両を使用しており、車いすでの乗車も可能となっている。
 - ・校外学習におけるコミュニティバスの利用については、今後検討していきたい。市としても児童や生徒をターゲットとして利用促進を図っていければと考えている。来年度の子どもフェスティバルにおいても、バスの乗り方教室を開催する予定である。
 - ・市外便の実証運行については、評価期間を令和6年6月末までに設定したところである。その結果を受けて9月の公共交通会議で来年度以降の運行継続を協議する予定である。評価指標の内容について、今後さらなる意見募集を行えるかどうかはこの場でお答えできないが、ご意見として承る。
- 会長
- ・議案第2号については、当会議として、案のとおり承認するというところでよろしいか。
- (「意義なし」の声)
- 会長
- ・承認とする。

(3) その他

- 事務局
- ・次回の会議は令和6年6月頃を予定しているので、引き続きよろしくお願ひしたい。
- 委員
- ※茨城県ハイヤー・タクシー協会からライドシェアに関する資料配布と説明あり。内容は別添のとおり。

坂東市地域公共交通会議委員名簿（令和5年度第5回会議出欠）

別紙

委員任期：令和5年12月19日～令和7年12月18日

（順不同・敬称略）

No.	区分	所属等	役職等	氏名	備考
1	1号	関東鉄道株式会社	常務取締役	廣瀬 貢司	
2		茨城急行自動車株式会社	総務部長	伊藤 友己	
3		株式会社昭和観光自動車	代表取締役社長	小林 昭仁	
4	2号	中山観光自動車株式会社	取締役会長	中山 茂	
5	3号	有限会社ナガツマ交通	代表取締役	長妻 凡夫	
6	4号	一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	服部 透	
7	5号	一般社団法人茨城県バス協会	専務理事	澤島 政志	
8	6号	坂東市商工会	会長	上坂 理一	欠席
9		坂東市区長会連合会	会長	遠藤 道夫	
10		坂東市シニアクラブ連合会	会長	針谷 勇	
11		ぱんどう市女性団体協議会	会長	服部 恵子	欠席
12		坂東市交通安全母の会	会長	染谷 あすか	欠席
13		坂東市社会福祉協議会	事務局長	松崎 和人	欠席
14		坂東市連合民生委員児童委員協議会	理事	相野谷 洋子	
15	7号	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局 輸送担当	首席運輸企画専門官	仲野 俊二	欠席
16		国土交通省関東運輸局茨城運輸支局 企画担当	首席運輸企画専門官	國下 裕司	欠席
17	8号	関東鉄道株式会社社労働組合	執行委員	田中 正利	
18	9号	茨城県境工事事務所道路管理課	課長	西村 正志	
19		茨城県境警察署交通課	課長	木村 寿吾	欠席
20		筑波大学システム情報系	教授	鈴木 勉	欠席
21	10号	茨城県政策企画部交通政策課	課長	寺田 明弘	代理：課長補佐 山浦 俊一 随員：主事 吉岡 雄太
22	12号	つくばハイテクパークいわい連絡協議会	会長	前山 諭	
23		坂東インター工業団地連絡協議会	会長	内山 喜一郎	代理：課長 園部 淳一
24	会長	坂東市	副市長	山口 誠	
25	11号	坂東市企画部	部長	青木 栄	

＜条例第3条に基づく区分＞

- 1号 一般乗合旅客自動車運送事業者
- 2号 一般貸切旅客自動車運送事業者
- 3号 一般乗用旅客自動車運送事業者
- 4号 一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会の代表
- 5号 一般社団法人茨城県バス協会の代表
- 6号 市民又は利用者の代表
- 7号 茨城運輸支局長又はその指名する者
- 8号 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- 9号 道路管理者、茨城県警察、学識経験を有する者
- 10号 茨城県職員
- 11号 市長が指名する市職員
- 12号 その他市長が必要と認める者

事務局：坂東市役所企画部企画課 TEL 0297-21-2181